

令和6年度 神戸市高齢者インフルエンザ及び 新型コロナウイルスワクチン定期接種事務の手引き

令和6年10月 神戸市保健所

高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルスワクチン定期予防接種の実施にあたっては本手引きに定める方法より接種及びその事務を行うこと

1. 実施期間

令和6年10月1日から令和7年1月31日まで

2. 対象者

接種日現在、神戸市民であり、下記①②のいずれかに該当するもの

① 65歳以上

② 60歳から64歳の者で、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害があり身の回りの生活を極度に制限される者及び、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な者（概ね、身体障害者程度等級1級に相当）。

<市内に住民登録があり、やむを得ず他市区町村などで接種する者の取り扱い>

市外の施設・医療機関等に入所・入院中、または基礎疾患を持ち、かかりつけ医が市外である等のやむを得ない理由により市外での接種を希望する者については、予防接種実施依頼書等を発行し（事前申請）、神戸市が接種を助成する。

<市外に住民登録があり、神戸市内で接種を希望する者の取り扱い>

市外に住民登録がある者は、原則、住民登録のある市区町村の制度に基づいて接種を行う。

3. 予防接種を実施する医療機関

神戸市長と予防接種業務に関する契約を締結した医療機関、契約を締結した団体に所属する協力医療機関、及び市外の医療機関。

ただし、接種を希望する者が寝たきり等の理由から、当該医療機関において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止対策、副反応対策等の十分な準備がなされた場合に限り、当該医師による接種を希望する者が生活の本拠を有する自宅、入所施設等において実施しても差し支えない。

【医療機関向け】

(1) 接種時の留意点

① 使用するワクチンについて

<インフルエンザワクチン>

令和6年度インフルエンザHAワクチン製造株

A型株：A／ビクトリア／4897／2022（IVR-238）（H1N1）

A／カリフォルニア／122／2022（SAN-022）（H3N2）

B型株：B／プーケット／3073／2013（山形系統）

B／オーストリア／1359417／2021（BVR-26）（ビクトリア系統）

<新型コロナワクチン>

新型コロナワクチン：JN.1系統及びその下位系統へのより高い中和抗体を誘導する抗原を含むもの

（令和6年9月時点で上記に対応するワクチンメーカー）

ファイザー、モデルナ、第一三共、武田薬品、MeijiSeikaファルマ

ワクチンは、卸業者より購入し、不足が生じないように、適正量の発注に努めること。

② 接種前

<対象者の確認>

- ・ 「申込書及び予診票」（3枚複写）に必要事項を記入してもらう。
- ・ 本人確認書類に基づき住所、氏名、生年月日により対象となるか確認する。
- ・ 「2. 対象者②」の60～64歳の対象者については、障害者手帳により確認すること。
- ・ 無料対象者については、P3【無料対象であることの証明書】にて確認を行う。

<接種の意思の確認>

- ・ あらかじめ「インフルエンザ予防接種・新型コロナワクチン接種を受ける前にお読みください」等を用い、予防接種の有効性や副反応等並びに予防接種健康被害救済制度について十分説明し、接種について同意した者のみに接種する。
- ・ 対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認して差し支えないが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならない。

<予診>

- ・ 予診の結果、予防接種を受けることが適当でない者（「予防接種実施規則」第6条及び「予防接種法施行規則」第2条に規定）には、当日の接種を行ってはならない。
- ・ 予防接種を行うに際して注意を要する者（「定期接種実施要領」第1総論の7（1）のエに記載）に接種を行う場合は、接種を希望する意思を確認した上で、説明に基づく同意を確実に得る。

③ 接種について

- ・ 予防接種関係法令、定期接種実施要領及びワクチン添付文書に基づき、実施する。
- ・ インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンは、他ワクチンとの接種間隔の制限はない。ただし、新型コロナワクチンと他のワクチンとの同時接種については、医師

が特に必要と認めた場合に可能。

④ 接種後

<被接種者への説明事項>

- ・ 接種後 24 時間（特に接種後 30 分以内）は、副反応の出現に注意し、観察しておく必要がある。
- ・ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けること。

<接種済証の交付>

- ・ 被接種者に、「申込書及び予診票」1 枚目【**予防接種済証（ご本人控え）**】を交付する。
- ・ 被接種者が寝たきり等の理由から居宅で接種した場合など、アナフィラキシーショック等、万一の副反応発生時の連絡方法等を指示しておくこと。

<予診票の保管・その他>

- ・ 「申込書及び予診票」3 枚目【**医療機関保存用**】は、カルテに準じて 5 年間保管する。「4. 対象者②」にかかる診断書・主治医の意見書がある場合は、一緒に保管する。

(2) 接種料

① 接種料

	インフルエンザ	新型コロナワクチン
無料対象者以外	1,500 円	3,000 円
無料対象者 ※	自己負担なし（無料）	

※ 生活保護世帯、市民税非課税世帯、中国残留邦人等支援給付制度受給者
神戸市における公害被認定者

(注) 対象期間外の接種や 2 回目以降の接種は 任意接種となり全額自己負担。

② 接種料の徴収

- ・ 上記接種料を、被接種者から徴収する。
- ・ 無料対象者に該当するかは、以下の【**無料対象であることの証明書**】のいずれかにより確認する。

【無料対象であることの証明書】

- (i) 令和 6 年度発行「介護保険料のお知らせ（納入通知書）」（第 1～3 段階のもの）
- (ii) 生活保護適用証明書または生活保護法医療券
- (iii) 介護保険負担限度額認定証
- (iv) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分：低所得 I 又は II）
※マイナンバーカードの提示により医療機関におけるオンラインで閲覧が可能
(注) 国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証は無料対象の証明書に含まれない
- (v) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による支援給付対象者は「本人確認証」または「支援給付適用証明書」
- (vi) 神戸市発行の公害医療手帳
- (vii) 無料対象確認証（水色）（i～iv までの書類がない場合発行）

証明書類➡



(3) 接種料の請求

契約医療機関は、予防接種を実施したときは、被接種者から自己負担額分の徴収及び神戸市に助成額の請求を行う。

① 請求時の送付書類

1. 請求書

請求件数と請求券の枚数が合致しているかを確認

2. 申込書及び予診票【接種料請求用】(2枚目)

記入漏れ、チェック漏れがないかを確認

② 請求期限

- ・ 請求書は、提出期限までに、神戸市行政事務センターに到着するように提出する（可能な限り翌月5日まで）。提出期限以降に届いた請求は、翌月の支払審査となる。
- ・ 翌年度に繰り越した請求に対しては、原則支払うことができないため、請求漏れのないように十分に注意する。

請求書提出期限

10月実施分	令和6年11月8日（金）
11月実施分	令和6年12月10日（火）
12月実施分	令和7年1月10日（金）
1月実施分	令和7年2月10日（月）

(4) 予防接種後副反応疑い報告

予防接種によるアナフィラキシー（即時性全身反応）など、予防接種法施行規則第5条に規定する症状の患者を診察した場合は、速やかに（独）医薬品医療機器総合機（PMDA）へ報告すること。（平成25年3月30日健発0330第3号、薬食発0330第1号「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」を参照）

※報告については、「電子報告受付サイト」からの提出



(5) 予防接種健康被害救済制度

予防接種を受けた者のうち、健康被害が生じた（疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した）場合においては、予防接種法による「予防接種健康被害救済制度」として取り扱うものとする。

【参考資料】



予防接種法



定期接種実施要領



予防接種健康被害
救済制度について



市ホームページ医
療機関向け情報